

別 紙

導入促進基本計画

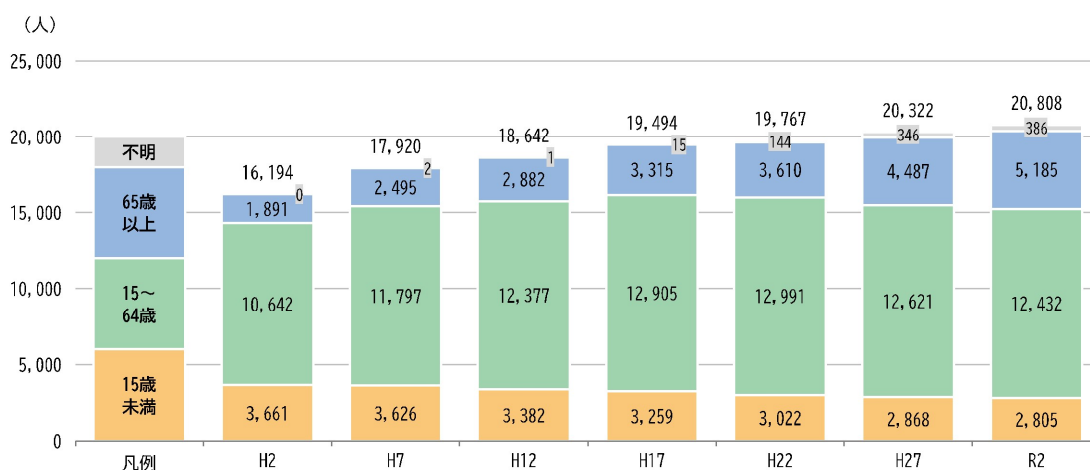
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

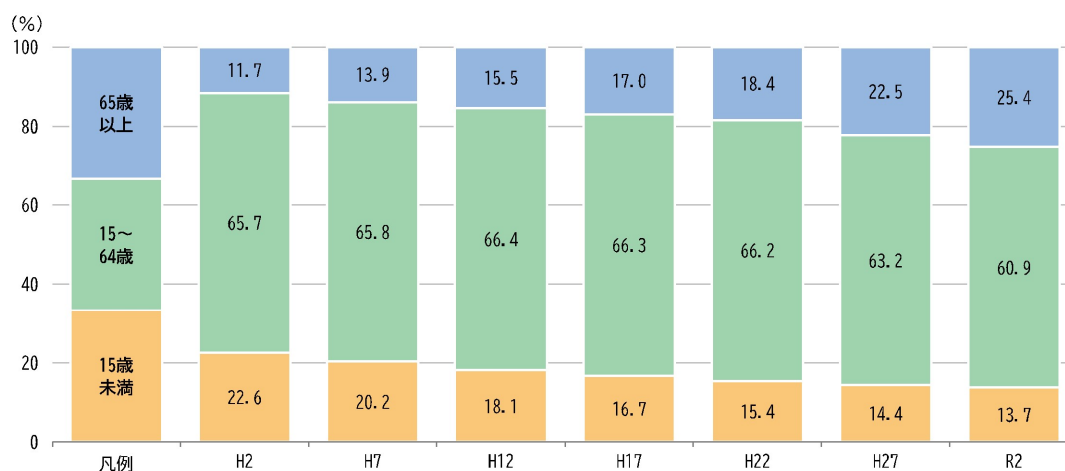
①地域の人口構造

西郷村の人口構造は、総人口が 20,808 人であり、近年は微増ながらも昭和 45 年以降増加を続けている。一方で年少人口は平成 2 年以降減少し続けており着実に少子高齢化が進行している。年齢 3 区分別人口割合の推移を見ると高齢化の傾向が顕著にあらわれており、令和 2 年では老年人口比率が 25.4%まで上昇した一方、生産年齢人口は 60.9%まで減少している。

● 総人口、年齢3区分別人口の推移



● 年齢3区分別人口割合の推移



出典：西郷村第四次総合振興計画

②産業構造及び中小企業者の実態等

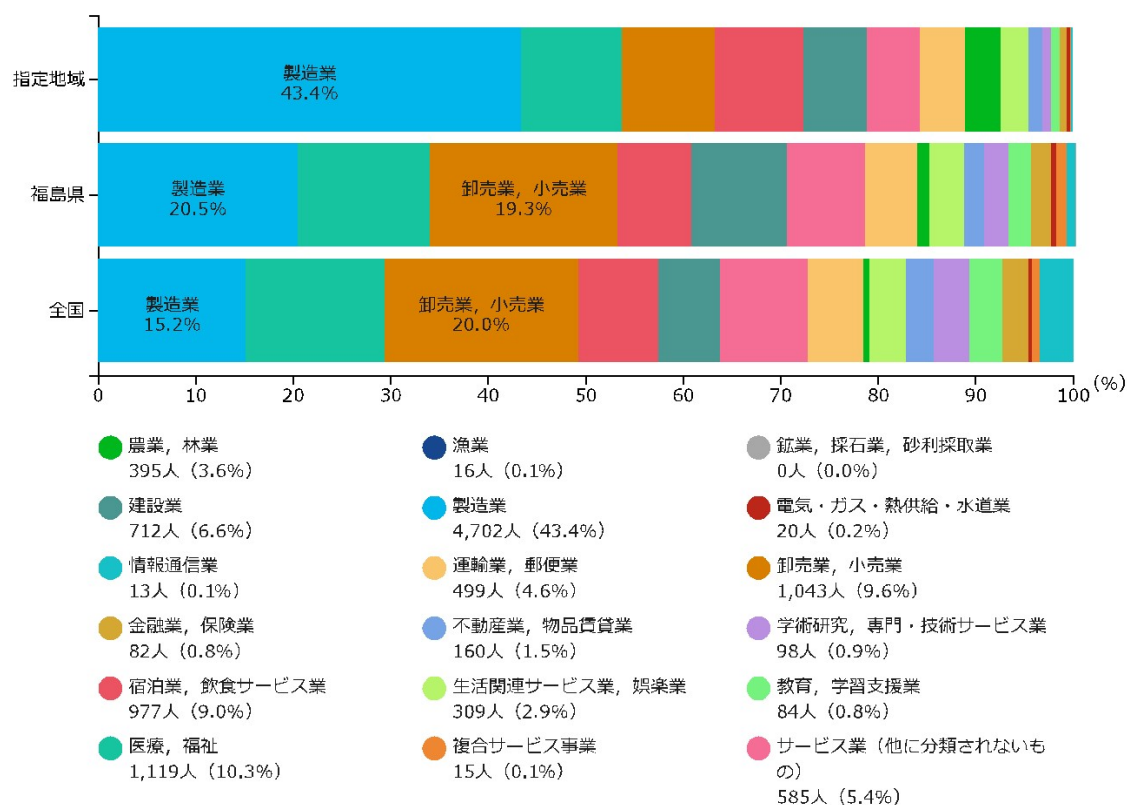
西郷村の産業構造は、第二次産業が 50.0%、第三次産業が 46.2%と全体の 9 割以上を占めており、製造業 43.4%、医療・福祉 10.3%、卸売業・小売業 9.6%の順に多く、特に製造業に関しては全国、福島県と比較して突出して多い。

村の産業の柱である製造業の製造品出荷額等は 238,281 百万円となっており、産業中分類別にみると、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 161,268 百万円と最も高く全体の構成比の 65%以上を占めており、次いで業務用機械器具製造業 58,379 百万円の順となっている。製造品出荷額の大部分は大企業が占めているが、村内企業のほとんどが中小企業者・小規模企業者であり、地域経済や雇用を支える重要な存在となっている。

しかし、昨今の中小企業は、製造業・非製造業ともに従業員の高齢化や設備の老朽化等により労働生産性が低下している一方、大企業は設備投資により生産性の向上や省力化を図ることで地域内企業間の格差が生じている。また、生産年齢人口の減少や村内においては、大企業の工場の増設等による雇用拡大や新卒者等の大企業志向、進学率の上昇等により人手不足が常態化している。加えて DX、GX の取組みの遅れや経営者の高齢化に伴う事業承継問題など村内の中小企業や小規模企業を取り巻く課題は山積みであるのが現状である。

従業者数(事業所単位) 2021年

指定地域：福島県西郷村



出典：令和 3 年経済センサス活動調査、R E S A S（地域経済分析システム）

（２）目標

中小企業は、地域経済の担い手や雇用の受け皿としてだけではなく、地域振興活動を通じて地域を活性化するため極めて重要な役割がある。このため、効率性を向上させることも必要であるが、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、顧客数の拡大、顧客単価の上昇による市場拡大、人材確保・育成、技術革新によりその労働生産性を向上させ、西郷村として将来にわたって地域経済を持続的に成長させていくことを目指す。これを実現するため、計画期間２年間に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

労働生産性の向上は企業の利益の拡大につながるだけでなく、効率化による人手不足の解消や従業員の賃金の上昇させる原資にもなると考えられ、地域経済の成長を持続させるための推進力にも繋げることができる。そのために西郷村としても先端設備の導入を促し、先端設備等導入促進計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

西郷村の産業の構成比割合は、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「製造業」が比較的高い割合となっており、中でも全産業別での従業員数の割合が高いのは製造業で約４割を占めている。多くの経済的付加価値や雇用を生み出す製造業は、本村の柱となる産業であり極めて大きな位置を占める重要な産業となっている。また、多種多様な産業が地域の経済を活性化し、その持続的な発展を実現するためには、地域における事業の大多数を占める既存中小企業においても、高付加価値製品の開発や低コスト化、ＩＴの活用による経営革新など更なる経営基盤の強化が必要となってくる。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、２０５０年のカーボンニュートラル実現のため導入促進が図られるものではあるが、実質的な労働生産性の向上や地域雇用の活性化につながらないことから、本計画において対象とする設備から除くものとする。

【福島県２０５０カーボンニュートラルロードマップ（２０２１年）】

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

中小企業及び小規模企業は、村内の工業団地のように集積されておらず村内全域に点在しているため対象とする地域は、西郷村全域とし、面積は１９，２０６ｈａである。ただし、環境保全の観点から可能な限り自然環境に影響を与えないようにするた

め、自然環境保全地域、日光国立公園の地域については計画の対象から除外するが、日光国立公園内で既に事業を行っている中小企業者については例外とし、本先端設備等導入計画の対象とする。

（２）対象業種・事業

西郷村の産業の柱となっている製造業は、以下の表のとおり労働生産性が高く大きな付加価値を生み出しており、特に電気機械、精密機械が産業の中心となり、地域産業を牽引している産業となっているが、製造業だけではなく非製造業においても農業や医療・福祉、サービス業など労働生産性が高く地域を牽引している産業はあり、西郷村は多様な産業が安定した雇用の創出や地域間での経済の循環によりヒト・モノ・カネの流れを生み出すことにより地域社会に貢献しているので、すべての業種を対象とする。

事業については、販路開拓や新商品の開発、ＩＴツールの導入、老朽化した設備の代わりに先端設備の導入等、生産性向上を図る事業は多様であることから、労働生産性年率３％以上の向上に資する事業であれば幅広く対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）先端設備等の導入の促進に際し、「雇用の安定」及び「健全な地域経済の発展」並びに「納税の円滑化及び公平性」について配慮することとする。

（２）次の各号に該当する場合は、先端設備等導入計画の認定の対象外とする。

- ①人員削減を目的とした取組
- ②公平良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるもの
- ③村税を滞納している者